

ベトナム国際仲裁センター仲裁規則

2017年3月1日施行

目次

第1条(適用範囲)	3
第2条(解釈)	3
第3条(通知と文書、期間の計算)	3
第4条(仲裁手続への参加)	4
第5条(仲裁手続の開始)	4
第6条(複数の契約)	4
第7条(仲裁申立て)	4
第8条(通知および仲裁申立ての送付)	4
第9条(答弁書)	5
第10条(反対請求)	5
第11条(仲裁人の数)	6
第12条(3名の仲裁人からなる仲裁廷の構成)	6
第13条(単独の仲裁人からなる仲裁廷の構成)	7
第14条(仲裁申立ておよび/または反対請求の撤回、ならびに仲裁申立て、反対請求、答弁書および/または反対請求に対する答弁書の修正および/または補足)	7
第15条(仲裁の併合)	8
第16条(仲裁人に関する一般規定)	8
第17条(仲裁人の置換)	8
第18条(仲裁廷の事実に検証する権限)	9
第19条(仲裁廷の証拠を収集する権限)	9
第20条(仲裁廷の証人を召喚する権限)	10

第 21 条(仲裁廷の暫定措置を命じる権限)	10
第 22 条(仲裁地)	11
第 23 条(仲裁言語)	11
第 24 条(適用法)	11
第 25 条(審問)	11
第 26 条(審問の延期)	12
第 27 条(当事者の欠席)	12
第 28 条(仲裁廷の管轄権)	12
第 29 条(調停)	13
第 30 条(紛争解決の中止)	13
第 31 条(仲裁廷による仲裁判断および決定の原則)	14
第 32 条(仲裁判断)	14
第 33 条(仲裁判断の訂正および解釈、追加の仲裁判断)	14
第 34 条(仲裁費用)	15
第 35 条(仲裁費用の支払い)	15
第 36 条(仲裁費用およびその他の費用に関する決定)	16
第 37 条(迅速仲裁手続)	16
第 38 条(一般条項)	16

ベトナム国際仲裁センター

仲裁規則

施行日：2017年3月1日

第1条(適用範囲)

1. ベトナム国際仲裁センターの仲裁規則は、ベトナム国際仲裁センターにおいて紛争を解決するために適用されるものである。
2. 本規則は、当事者が別段の合意のある場合を除き、2017年3月1日以降に開始する紛争解決のための仲裁手続に適用されるものとする。

第2条(解釈)

本規則において、次の用語は、以下のとおりとする。

1. 「センター」とは、ベトナム国際仲裁センターをいう、またはベトナム商工会議所のベトナム国際仲裁センターとも呼ばれる。
2. 「仲裁人命簿」とは、センターの仲裁人名簿をいう。
3. 「仲裁廷」は、3名の仲裁人または単独の仲裁人からなる。
4. 「申立人」には1名または複数の申立人が含まれ、「被申立人」には1名または複数の被申立人が含まれる。

第3条(通知と文書、期間の計算)

1. 一方当事者からセンターに提出する通知または文書は、センターが仲裁廷の各メンバーに1部、他方当事者に1部を送付し、さらに1部を記録として保管するのに十分な部数を用意する。
2. 通知および文書は、センターが、当事者によって提供された住所に宛てて当事者に送付するものとし、手交(受領確認を行って)、書留郵便、ファクシミリ、電子メールまたは送信記録を発行するその他の通信手段によって行う。
3. センターから当事者に送付する通知や文書は、当事者が受領した日に受領したものとみなされるか、または本条第2項に従い通知や文書を送付された場合は送達日に受領したものとみなす。
4. 本規則に規定する期間は、通知または文書が本条第3項に従って受領したものとみなされる日の翌日から起算する。受領したものとみなされる日の翌日が受領地の法規に従い非営業日とされている場合には、期間は、最初の翌営業日から起算するものとする。期間の最終日が受領地の法規に従い非営業日とされている場合には、期間は、最初の翌営業日の終わりに期限切れるものとする。本規則における期間の計算においては、非営業日を算入する。

第 4 条(仲裁手続への参加)

1. 当事者は、仲裁手続に直接参加するか、代理人に書面で委任して参加させることができる。
2. 仲裁廷、または仲裁廷が未だ構成されていない場合には、センターは、当事者に対して、仲裁手続に参加する者の権限の証明を提供するよう求める権限を有するものとする。

第 5 条(仲裁手続の開始)

当事者間で別段の合意のある場合を除き、仲裁手続は、センターが本規則の第 7 条第 2 項に従って申立人の仲裁申立てを受領した日に開始するものとする。

第 6 条(複数の契約)

複数の契約から発生する、または複数の契約に関連して発生する請求は、一つまたは複数の仲裁合意に基づいて行われる場合であっても、単一の仲裁申立てによって仲裁を行うことができる。

第 7 条(仲裁申立て)

1. センターで仲裁手続を開始することを希望する当事者は、センターに、仲裁申立てを提出するものとする。
2. 仲裁申立てには、以下の事項を含めるべきである。
 - a) 仲裁申立ての作成日。
 - b) 当事者の氏名(組織名)と住所。
 - c) 紛争の概要。
 - d) 請求の根拠。
 - dd) 紛争に係る金額、および申立人のその他の申立ての金額。
 - e) 申立人が選任する仲裁人の氏名、または本規則の第 12 条第 1 項あるいは第 13 条に従って仲裁人を選任するようセンターに要請することをする。
 - g) 申立人が組織である場合は、法定代理人または権限のある代理人の署名。申立人が個人の場合は、個人または授権された代理人の署名。
3. 仲裁申立てには、仲裁合意およびその他の関連文書を添付するものとする。
4. 仲裁申立て、仲裁合意およびその他の関連文書は、本規則第 3 条第 1 項に従って十分な部数の写しをもって提出しなければならない。

第 8 条(通知および仲裁申立ての送付)

当事者が期限につき別段の合意のある場合を除き、センターは、仲裁申立て、仲裁合意およびその他の関連文書ならびに本規則第 35 条に定める仲裁費用を受領した日から 10 日以内に、被申立人に対し、通知、仲裁申立て、仲裁合意およびその他の関連文書を送付する。

第9条(答弁書)

1. 当事者間で期間につき別段の合意のある場合を除き、被申立人は、通知、仲裁申立て、仲裁合意およびその他の関連文書を受領した日から30日以内に、答弁書をセンターに提出しなければならない。答弁書には、以下の事項を含めるべきである。
 - a) 答弁書の作成日。
 - b) 被申立人の氏名(組織名)と住所。
 - c) 答弁の根拠。
 - d) 被申立人が選任する仲裁人の氏名、または本規則の第12条第2項あるいは第13条に従って仲裁人を選任するようセンターに要請することをする。
 - dd) 被申立人が組織である場合は、法定代理人または授権された代理人の署名。被申立人が個人の場合は、個人または授権された代理人の署名。

被申立人が、仲裁合意が存在しない、無効、または執行不可能であると主張する場合、被申立人は、そのような主張を答弁書に記載しなければならない。被申立人がこれを怠った場合は、上記事項につき異議を申し立てる権利を失ったものとみなされ。このような場合であっても、被申立人は、仲裁人を選定するか、またはセンターに仲裁人を任命するよう請求するものとする。
2. 被申立人の要求に応じ、センターは、答弁書の提出期間を延長することができる。延長要求は、センターに対して、前述の30日の期限満了日または答弁書の提出の延長された期間が終了する前に書面で行わなければならない。

この場合においても、被申立人は、本条第1項に規定される30日以内に仲裁人を選定するか、またはセンターに仲裁人を選任するよう要求するものとする。
3. 答弁書および関連文書は、本規則第3条第1項に従って十分な部数を用意して提出するものとする。
4. 被申立人が、答弁書を提出しなかった場合でも、仲裁手続は続行するものとする。

第10条(反対請求)

1. 被申立人は、申立人に対して、反対請求を申立てをする権利を有する。反対請求は、申立人が被申立人に対する仲裁の申立てを行うことに依拠した仲裁合意に基づいて行わなければならない。反対請求は、別個の文書で行わなければならない。また、答弁書と併せて、答弁書の提出と同時にセンターに提出しなければならない。
2. 反対請求には、以下の事項を含めるべきである。
 - a) 反対請求書の作成日。
 - b) 当事者の氏名(組織名)と住所。
 - c) 反対請求の概要。

- d) 反対請求の根拠。
 - dd) 反対請求に係る金額、および被申立人のその他の請求金額。
 - e) 被申立人が組織である場合は、法定代理人または授権された代理人の署名。被申立人が個人の場合は、個人または授権された代理人の署名。
3. 反対請求書および関連文書は、本規則第 3 条第 1 項に従って十分な部数の写しを用意して提出しなければならない。
 4. 当事者間で期間につき別段の合意のある場合を除き、センターは、反対請求書、関連文書および本規則第 35 条に定める仲裁費用を受領した日から 10 日以内に、申立人に対し、通知、反対請求書および関連文書を送付する。
 5. 当事者間で期間につき別段の合意のある場合を除き、申立人は、通知、反対請求書および関連文書を受領した日から 30 日以内に、本規則第 3 条第 1 項に従って反対請求に対する抗弁書を十分な部数用意してセンターに提出しなければならない。
 6. 反対請求は、申立人の仲裁の申立てを解決するのと同じ仲裁廷によって同時に解決するものとする。

第 11 条(仲裁人の数)

1. 紛争は、3 名の仲裁人または単独の仲裁人からなる仲裁廷によって解決するものとする。
2. 当事者が、紛争を単独の仲裁人によって解決することにつき合意のある場合を除き、紛争は、3 名の仲裁人からなる仲裁廷によって解決するものとする。

第 12 条(3 名の仲裁人からなる仲裁廷の構成)

1. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、申立人は、仲裁人を 1 名選任するか、またはセンターに仲裁人を 1 名選任するよう請求するものとする。申立人が複数いる場合、申立人らは合意の上で仲裁人を 1 名選任するか、またはセンターに仲裁人を 1 名選任するように請求することにつき合意し、センターに通知するものとする。仲裁人として選定された者の氏名が仲裁人名簿に記載されていない場合、申立人は、センターに対して、当該仲裁人の住所を通知するものとする。

申立人が、センターに仲裁人を選任するよう請求した場合、センター長は、請求の受領日から 7 日以内に仲裁人を任命する決定を下すものとする。

2. 当事者間で別段の合意がある場合を除き、被申立人は、仲裁人を 1 名選任するか、センターに仲裁人を 1 名選任するよう請求し、通知、仲裁申立て、仲裁合意およびその他の関連文書を受領した日から 30 日以内にセンターに通知する。被申立人が複数いる場合、被申立人らは合意の上で仲裁人を 1 名選任するか、またはセンターに仲裁人を選任するように請求することにつき合意し、センターに通知するものとする。仲裁人として選任された者の氏名が仲裁人名簿に記載されていない場合、被申立人は、センターに対して、当該仲裁人の住所を通知するものとする。

被申立人が、センターに仲裁人を選任するよう請求した場合、センター長は、請求の受領日から 7 日以内に仲裁人を任命する決定を下すものとする。

被申立人が、30 日以内に仲裁人を選定しなかった場合、またはセンターに仲裁人の任命を請求しなかった場合は、センター長が、期間満了後 7 日間以内に仲裁人を選任する決定を下すものとする。複数の被申立人がいる場合に、被申立人らが、上記の期限内に 1 名の仲裁人の選定につき合意できなかったとき、またはセンターに仲裁人を選任することを請求しなかったときは、センター長が、期間満了後 7 日以内に仲裁人を任命する決定を下すものとする。

3. 当事者間で別段の合意がある場合を除き、被申立人が選任した、またはセンター長が任命した仲裁人の選定・任命通知を受領した日から 15 日以内に、2 名の仲裁人は、第三者を仲裁廷の長とする仲裁人に選定し、センターに通知するものとする。センターが、期間の満了日までに通知を受け取らなかった場合は、センター長は、期間満了後 7 日以内に、仲裁廷の長を任命する決定を下すものとする。
4. 本条第 1 項、第 2 項および第 3 項、ならびに本規則の第 13 条の規定に従い決定を下す際は、センター長は、当事者の合意および本規則に従って仲裁人の必要な資格につき十分に考慮しなければならない。またセンター長は、任命された仲裁人が紛争を効率的に解決するのに十分な時間があるかどうかを検討するものとする。

第 13 条(単独の仲裁人からなる仲裁廷の構成)

当事者間で別段の合意がある場合を除き、被申立人が、通知、仲裁申立書、仲裁合意書およびその他の関連文書を受領した日から 30 日以内に、当事者は、単独の仲裁人の選任につき合意するか、センターに単独の仲裁人を任命するよう請求し、センターに通知するものとする。単独の仲裁人として選定された者の氏名が仲裁人名簿に記載されていない場合、当事者は、センターに対して、当該仲裁人の住所を通知するものとする。

センターが通知を受け取らなかった場合は、センター長は、上述の期間満了後 7 日以内に、単独の仲裁人を選任する決定を下すものとする。

第 14 条(仲裁申立ておよび/または反対請求の撤回、ならびに仲裁申立て、反対請求書、答弁書および/または反対請求に対する答弁書の修正および/または補足)

1. 当事者は、仲裁廷が仲裁判断を下す前に仲裁申立ておよび/または反対請求書を取り下げる権利を有する。
2. 当事者は、最終審問が終了する前に、仲裁申立て、反対請求書、答弁書および/または反対請求に対する答弁書を修正および/または補足することができる。補正および/または補足は、本規則第 3 条第 1 項に従って書面で十分な部数の写しを用意して行わなければならない。補正および/または補足は、仲裁廷が仲裁判断を行うことを困難にするか、遅らせることを目的とした濫用であると仲裁廷がみなした場合、またはそれが紛争に適用される仲裁合意の範囲を超える場合には、仲裁廷は、その補正および/または補足を不許可とする権限を有する。

第 15 条(仲裁の併合)

1. 当事者は、本規則に基づいて係属中の 2 つ以上の仲裁手続を単一の仲裁手続に併合することに同意することができる。センターは、関連事項を考慮した上で仲裁手続を併合するかどうかを決定する。
2. 当事者間で別段の合意がある場合を除き、仲裁手続は、最初に開始した仲裁手続に併合するものとする。

第 16 条(仲裁人に関する一般規定)

1. 仲裁人として選任または任命する旨の通知を受け取り次第、選任または任命された仲裁人は、仲裁手続を通じて、その公平性、独立性または客観性につき疑いを生じさせるおそれがある事実をセンターに正式に開示し、当事者に通知しなければならない。
2. 仲裁人は、いかなる当事者の弁護士として行動することも許されない。
3. 選定または任命された仲裁人は、以下の状況下では仲裁人として行動することを辞退しなければならない。
 - a) 仲裁人が、当事者の親戚または代理人である場合。
 - b) 仲裁人が、紛争に関連する利益を持っている場合。
 - c) 仲裁人が、センターに判断を仰ぐために現在提起されている紛争のいずれかの当事者の調停人、代理人または弁護士である場合。ただし、当事者が書面で別段の合意をした場合はこの限りではない。
 - d) 仲裁人となる者が、公平または客観的ではないことを示す明確な根拠がある場合。
 - dd) 仲裁人が、当事者が合意した特定の資格を満たしていない場合。
 - e) 仲裁人が、適用される仲裁法で指定されている資格を満たしていない場合。
4. 仲裁手続の進行中、仲裁人は、いかなる当事者とも個人的に面談したり連絡したりすることは許されず、また、いかなる当事者も、紛争に関する伝達事項につき、仲裁人と個人的に面談したり連絡したりすることは許されない。
5. 当事者が仲裁人の特定の資格につき合意した場合、当事者が、仲裁人の選定もしくは任命通知を受領してから 15 日以内に、当該仲裁人が、当事者間で合意した資格を満たしていないことを理由として置換を請求しない限り、仲裁人は、当該資格を満たすものとみなされる。置換の請求がある場合、仲裁人の置換は、本規則の第 17 条に従うものとする。

第 17 条(仲裁人の置換)

1. 仲裁人が、本規則第 16 条第 3 項に規定する状況のいずれかに該当する場合、仲裁人は、紛争につき判断することを拒否するべきであり、また、当事者は、仲裁人の置換を求める権利を有するものとする。
2. 仲裁人が紛争につき判断することの拒否、またはいずれかの当事者(もしくは当事者ら)が仲裁人の置換の請求は書面でセンターに提出するものとする。仲裁廷が未だ構成されていない場合は、センター長が、仲裁人の置換につき決定する。仲裁廷が構成されていた場合、仲裁人の置換は、仲裁廷の残余の構成員が決定するものとする。仲裁廷の残余の構成員がこれを怠った場合、センター長が決定を下すものとする。それ以外の場合は、センター長が決定を下すものとする。

仲裁廷が、単独の仲裁人からなる場合、センター長が、単独の仲裁人の置換につき決定を下すものとする。
仲裁人の置換に関する、仲裁廷の残余の構成員またはセンター長の決定は、理由を述べずに行うことができ、最終的なものとする。

3. 仲裁廷の残余の構成員またはセンター長が、仲裁人を置換することを決定した場合、本規則の第 12 条または第 13 条に従って代替仲裁人を選定または任命する。置換した元の仲裁人は、当事者の再度の選任またはセンター長の再度の任命の対象とはならないものとする。

仲裁廷の残余の構成員またはセンター長が、仲裁人を置換しないことを決定した場合、仲裁人は、引き続き紛争を解決するものとする。

4. センターまたは仲裁廷は、仲裁人の置換にかかる費用を設定し、かかる費用を負担する当事者を決定することができる。
5. 仲裁人が死亡した場合、または不可抗力もしくは困難が生じた場合に、紛争を解決し続けることができない場合の代替仲裁人の選定または任命は、本規則の第 12 条または第 13 条に従って行うものとする。
6. 新しく構成された仲裁廷は、当事者と協議した後、旧仲裁廷の審問ですでに提示された問題につき再度検討することができる。

第 18 条(仲裁廷の事実を検証する権限)

仲裁廷は、紛争に関連する争点を明確にするために、他方当事者の参加の下で、適切な手段によって一方当事者と面談または協議する権限を有するものとする。仲裁廷は、自発的にまたは一方当事者もしくは両方の当事者の要求に応じて、当事者の面前で、または当事者に通知した後、第三者に対して事実確認を行うことができる。

第 19 条(仲裁廷の証拠を収集する権限)

1. 仲裁廷は、当事者に対して、証拠を提出するよう要求する権限を持ち、また、当事者は、証拠を提出する義務を負うものとする。
2. 仲裁廷は、一方当事者または両当事者の要求に応じて、紛争に関連する情報および文書を提出するよう証人に要求する権限を有する。
3. 仲裁廷は、自発的にまたは一方当事者もしくは両当事者の要求に応じて、係争物の検査または評価を求める権限を有する。検査または評価に係る費用は、請求した当事者が負担するか、仲裁廷が配分するものとする。いかなる状況においても、検査または評価に係る費用が全額支払われなかった場合には、仲裁廷は、その時点で利用できる文書に基づいて紛争を解決するものとする。
4. 仲裁廷は、自発的にまたは一方当事者もしくは両当事者の要求により、鑑定人の意見を求める権限を有する。仲裁廷は、当事者に対して、鑑定人に関連情報を提供するか、または関連文書、商品もしくは資産を閲覧できるようにすることを求める権限を有するものとする。鑑定人は、仲裁廷に対して、書面で報告書を提出する。仲裁廷は、報告書を受領した後、報告書の写しを当事者に交付し、報告書に対する意見書を提出するよう当事者に求める。鑑定人の意見に係る費用は、鑑定を請求した当事者が支払うか、仲裁廷

が配分するものとする。いかなる状況においても、鑑定人の意見に係る費用が全額支払われなかった場合には、仲裁廷は、その時点で利用できる文書に基づいて紛争を解決するものとする。

5. 仲裁廷、または一方当事者もしくは両当事者が、証拠を収集するために必要な措置を講じたが証拠を収集できなかった場合、管轄権がある裁判所に対して、法律に従い支援を行うよう書面で要請することができる。

第 20 条(仲裁廷の証人を召喚する権限)

1. 仲裁廷は、一方当事者または両当事者の要請に応じて、かつ、必要があると判断した場合は、証人を召喚して審問に出席させる権限を有する。証人の費用は、証人の召喚を請求した当事者が支払うか、仲裁廷が配分するものとする。
2. 仲裁廷により正式に召喚された証人が正当な理由なしに審問に出席しなかった場合に、証人の不在が紛争解決の妨げとなる場合、仲裁廷は、管轄権がある裁判所に対して、証人を召喚して審問へ出席させる決定を下すよう書面で要請する。要請には、現在解決中の紛争の内容、証人の氏名と住所、証人を召喚する理由、および証人の出席が求められる時間と場所を明記しなければならない。
3. 正式に召喚された証人が不在の場合、仲裁廷は、その時点で利用できる文書に基づいて審問を延期または続行することができる。

第 21 条(仲裁廷の暫定措置を命じる権限)

1. 仲裁廷は、一方当事者の請求により、係争中の当事者に適用する 1 つまたは複数の暫定措置を命じることができる。暫定措置には、以下が含まれる。
 - a) 係争物の現状変更を禁止すること。
 - b) 係争中の当事者の特定の行為を差し止めること、または係争中の当事者が仲裁手続に反する行為を防止するために特定の行為を行うよう命じること。
 - c) 係争物を差し押さえること。
 - d) 係争中の一方当事者または当事者の資産の保存、保管、販売または処分を行うよう命じること。
 - dd) 当事者間で金銭を仮払いするよう命じること。
 - e) 係争物に係る権利を譲渡することを禁止すること。
2. 暫定措置の命令、変更、補足および解除の手続は、準拠する法律の関連規定に従うものとする。
3. 仲裁手続中に、一方当事者がすでに本条第1項に規定する1つまたは複数の暫定措置を命令するよう裁判所に請求し、その後そのような暫定措置を命令することを仲裁廷に請求した場合、仲裁廷は、その請求を棄却するものとする。裁判所に対して暫定措置を命じるよう請求した当事者は、センターに対して、直ちにその請求につき通知しなければならない。

4. 裁判所に係属する当事者が暫定措置の請求を行ったことにより、仲裁を行うことの合意と矛盾するか、その合意を放棄したものとみなしてはならない。

第 22 条(仲裁地)

1. 仲裁地は、当事者の合意に従うものとする。合意がない場合、仲裁廷は、適切と考える仲裁地を決定する。
2. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、適切と考える場所で審問を行うことができる。仲裁廷は、適切と考えるいかなる手段によっても、またいかなる場所においても、会議を開催することができる。

第 23 条(仲裁言語)

1. 外国要素がない紛争については、仲裁言語は、ベトナム語とする。
2. 外国要素がある紛争、また少なくとも一方の当事者が外国投資資本を有する企業である紛争については、仲裁の言語は、当事者間の合意に従う。それ以外の場合、仲裁廷は、契約書の言語を含む関連する状況を考慮して、仲裁手続に使用する言語を決定する。
3. 仲裁言語以外の言語で文書を作成した場合、仲裁廷、または仲裁廷が未だ構成されていない場合はセンターが、一方当事者または両当事者にその翻訳の提出するよう求めることができる。

第 24 条(適用法)

1. 外国要素のない紛争については、仲裁廷は、ベトナム法を適用するものとする。
2. 外国要素がある紛争については、仲裁廷は、当事者が合意した法律を適用するものとする。当事者が適用法について合意していない場合は、仲裁廷が、最も適切と考える法律を決定する。
3. いかなる場合においても、紛争を解決するために当事者間に契約の定めがある場合には、仲裁廷はそれを考慮に入れるものとする。
4. 仲裁廷は、紛争を解決するために適切な取引慣行を適用することができる。

第 25 条(審問)

1. 仲裁廷は、当事者間で別段の合意のある場合を除き、審問の時間と場所を設定するものとする。仲裁廷は、電話会議、ビデオ会議、または当事者が同意した場合にはその他の適切な手段によって審問を行うことができる。
2. 審問出席の召喚状は、当事者間で別段の合意のある場合を除き、審問の日の 15 日前までにセンターが当事者に交付するものとする。審問が延期された場合、または仲裁廷がさらに審問を行う場合、召喚状を交付する期間は、当事者間で別段の合意のある場合を除き、仲裁廷が決定する。
3. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、審問は、非公開とする。当事者は、自らの法的権利および利益を保護する証人および人物に審問に出席するよう招請する権利を有し、審問の日の前に仲裁廷に通知するものとする。仲裁廷は、自発的にまたは当事者の請求により、第 19 条に規定する資産の検査または評

価を実施する組織もしくは個人、または鑑定人に審問に出席するよう要請する権限を有するものとする。仲裁廷は、当事者が合意した場合、他の者が審問に出席することを許可することができる。

4. 仲裁廷が、審問において、関係当事者にこれ以上提出する関連文書や証拠がないと判断した場合、仲裁廷は、当該審問を最終審問として宣言する。仲裁廷は、最終審問の後、追加の文書または証拠を検討する義務を負わないものとする。

第 26 条(審問の延期)

1. 一方当事者または両当事者は、正当な理由がある場合、仲裁廷に審問の延期を申請することができる。審問の延期の申請は、書面に延期の理由を明記し、証拠を添付した上で、センターに提出しなければならない。センターが、審問の日の少なくとも 7 営業日前に延期の申請を受領しなかった場合、申請当事者が、発生した費用(もしあれば)を全額負担するものとする。

仲裁廷は、延期の申請を受理または却下し、当事者に通知する。

2. 仲裁廷は、必要に応じて、審問を延期し、当事者に通知することができる。

第 27 条(当事者の欠席)

1. 申立人が、審問に出席するよう正式に召喚されたが、正当な理由なしに出席しなかった場合、または仲裁廷の許可なしに審問を退席した場合、仲裁の申立てを取り下げたものとみなされる。かかる場合、仲裁廷は、被申立人が要請した場合または反対請求があった場合にのみ、紛争解決手続を進めるものとする。

被申立人が、審問に出席するよう正式に召喚されたが、正当な理由なしに出席しなかった場合、または仲裁廷の許可なしに審問を退席した場合、仲裁廷は、その時点で利用できる文書および証拠に基づいて紛争解決手続を進めるものとする。

2. 反対請求がある場合に、被申立人が、審問に出席するよう正式に召喚されたが、正当な理由なしに出席しなかった場合、または仲裁廷の許可なしに審問を退席した場合、反対請求を取り下げたものとみなされる。かかる場合、仲裁廷は、申立人が要請した場合にのみ、反対請求の解決手続を進めるものとする。
3. 仲裁廷は、当事者の要請により、当事者不在のまま、その時点で利用できる文書および証拠に基づいて審問を進めることができる。
4. 仲裁廷は、一方当事者が欠席する旨の連絡があった場合、審問を進めることができる。

第 28 条(仲裁廷の管轄権)

1. 仲裁廷は、自らの管轄権が及ぶ範囲で裁定する権限を有するものとする。これには、仲裁合意の存在または有効性に関する異議の裁定が含まれる。その目的のために、契約の一部をなす仲裁条項は、その契約の他の条件とは無関係の合意として扱われるものとする。契約が無効であると仲裁廷が決定したとしても、それに伴い仲裁条項も自動的に無効となるものではない。

2. 仲裁廷は、紛争の本案を審理する前に、仲裁合意の存在、仲裁合意の有効性、仲裁合意の執行可能性、仲裁廷の管轄権(いずれかの当事者から異議申立てがあったか否かにかかわらず)につき検討するものとする。

仲裁廷は、仲裁合意が存在すると判断し、それが有効かつ執行可能であると判断した場合、紛争解決手続を進める。

仲裁廷が、仲裁合意が存在しないか、無効であるか、または執行不可能であると判断した場合、紛争解決手続を停止する決定を下す。

3. 仲裁廷は、仲裁廷の管轄権の範囲につき別個の決定を下すことができ、また、仲裁判断の中でそれを決定することができる。
4. 仲裁廷がその管轄権の範囲を超えていると当事者が判断した場合は、仲裁廷に対して異議申立てを行うものとする。仲裁廷は、異議申立てを検討し、決定するものとする。

第 29 条(調停)

仲裁廷は、当事者の請求により、調停を行うものとする。調停が成立した場合、調停が成立した旨の議事録を作成する。議事録には、当事者と仲裁人または単独の仲裁人が署名する。このような場合には、仲裁廷は、調停が成立したことを認める決定を下すものとする。仲裁廷の決定は、仲裁判断と同様に有効となる。

第 30 条(紛争解決手続の中止)

1. 紛争解決手続は、以下の状況においては中止するものとする。
 - a) 個人である申立人もしくは被申立人が、いかなる者もその権利および義務を相続することなく死亡した場合、または、組織である申立人もしくは被申立人が、いかなる組織もその権利および義務を引き継ぐことなく、その業務を終了し、破産し、または解散、整理統合、合併、分割、分離または会社形態を転換した場合。
 - b) 申立人が、仲裁申立書を取り下げた場合。ただし、被申立人が反対請求を行っていた場合はこの限りではない。
 - c) 申立人が、本規則第 27 条第 1 項に従って仲裁申立書を取り下げたとみなされる場合。ただし、被申立人が、紛争解決手続を進めることを要請した場合はこの限りではない。
 - d) 当事者が、紛争解決手続を終了することにつき合意に達した場合。
 - dd) 本規則第 28 条第 2 項に基づき、仲裁廷が停止を決定した場合。
 - e) 裁判所が法律に従い判断した場合。
2. 紛争解決手続の中止は、仲裁廷が決定を下すものとする。仲裁廷が未だ構成されていない場合は、センター長が、紛争解決手続を中止する決定を下すものとする。

第 31 条(仲裁廷による仲裁判断および決定の原則)

仲裁廷が 3 名の仲裁人で構成される場合、仲裁廷による仲裁判断および決定は、多数決で行う。過半数がない場合には、仲裁判断は、仲裁廷の長が行うものとする。

第 32 条(仲裁判断)

1. 仲裁判断は、書面で行い、以下の主要な情報を含めるものとする。
 - a) 仲裁判断の日付および仲裁地。
 - b) 申立人と被申立人の氏名(または組織名)と住所。
 - c) 全体仲裁人または単独の仲裁人の氏名。
 - d) 仲裁の申立ての概要と争点となっている事項、また反対請求がある場合、その概要と争点となっている事項。
 - dd) 仲裁判断の理由。ただし、理由を付与しないことに当事者が合意した場合はこの限りではない。
 - e) 紛争解決の決定。
 - g) 仲裁判断を実施する期間。
 - h) 仲裁費用およびその他の関連費用の配分。
 - i) 仲裁人または単独の仲裁人の署名。
2. 仲裁人が仲裁判断に署名しなかった場合、仲裁廷の長は、これを仲裁判断に記録し、その理由を明記しなければならない。かかる場合であっても、仲裁判断は、依然として有効となるものとする。
3. 仲裁判断は、最終審問の終了日から 30 日以内に作成するものとする。
4. 仲裁廷は、仲裁判断を行った日の翌日に仲裁判断をセンターに送付するものとする。センターは、直ちに仲裁判断の原本または謄本を当事者に交付するものとする。当事者は、仲裁判断の追加の写しを交付するようにセンターに請求する権利を有し、センターが指定する料金を支払うものとする。
5. 仲裁判断は、最終的なものであり、当事者を拘束するものとする。

第 33 条(仲裁判断の訂正および解釈、追加の仲裁判断)

1. 当事者間で期限につき別段の合意のある場合を除き、綴り、印刷、誤植もしくは同様の性質の誤りがあった場合、または仲裁判断の過誤もしくは不正確な計算によって生じた数値の誤りがあった場合、当事者は、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、仲裁廷にそれを訂正するように請求することができ、また、他方当事者へその請求につき直ちに通知するものとする。仲裁廷は、請求が正当であると判断し、請求を他方当事者に通知したという証拠がある場合、請求の受領日から 30 日以内に訂正につき決定を下すものとする。
2. 仲裁廷は、仲裁判断を下した日から 30 日以内に、自発的に上記の誤りを訂正し、訂正の決定を下すことができる。

3. 当事者間で期限につき別段の合意のある場合を除き、当事者は、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、仲裁廷に対して、仲裁判断につき解釈し直すように請求することができ、また、他方当事者へその請求につき直ちに通知するものとする。仲裁廷は、請求が正当であると判断し、請求を他方当事者に通知したという証拠がある場合、請求の受領日から 30 日以内に解釈につき決定を下すものとする。
4. 当事者間で期限につき別段の合意がない限り、当事者は、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、仲裁手続中に提示された問題で、仲裁判断に未だ記録されていないものにつき、仲裁廷に対して、追加の仲裁判断を下すように請求することができ、他方当事者へその請求につき直ちに通知するものとする。仲裁廷は、請求が正当であると判断し、請求を他方当事者に通知したという証拠がある場合、請求の受領日から 30 日以内に追加の仲裁判断を下すものとする。
5. 仲裁廷は、必要に応じて、本条第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定されている、仲裁判断の訂正もしくは解釈を行う期間、または追加の仲裁判断を作成する期間をそれぞれ延長することができる。
6. 訂正に関する決定、解釈に関する決定、または追加の仲裁判断は、仲裁判断の一部を構成するものとする。
7. 仲裁判断の訂正もしくは解釈、または追加の仲裁判断の作成については、本規則の第 31 条および第 32 条第 2 項に従うものとする。

第 34 条(仲裁費用)

仲裁費用には、以下が含まれる。

1. 仲裁人の報酬。
2. センターの事務管理費。
3. 費用の見積りを作成した時点で有効なセンターのガイドラインに記載されている仲裁人の旅費、宿泊費およびその他の関連費用、ならびに仲裁廷が要請したその他の支援に係る費用。
4. 資産の調査および評価のための費用、鑑定人の意見の取得に要した費用。

第 35 条(仲裁費用の支払い)

1. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、申立人は、仲裁申立書を提出した時点で有効なセンターの仲裁費用の計算表に従い、本規則の第 34 条第 1 項および第 2 項に規定する費用を全額支払うものとする。申立人が、センターが指定した期間内にかかる費用を全額支払わなかった場合、申立人は、仲裁申立書を取り下げたものとみなされるが、仲裁申立書を再提出することを妨げられないものとする。
2. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、反対請求がある場合は、被申立人は、反対請求を提出した時点で有効なセンターの仲裁費用の計算表に従い、本規則第 34 条第 1 項および第 2 項に規定する費用を全額支払うものとする。被申立人が、センターが指定した期間内にかかる費用を全額支払わなかった場合、被申立人は、反対請求を取り下げたものとみなされる。

3. 本規則第 34 条第 3 項に規定する費用は、仲裁廷が構成された後、前払いで支払うものとする。センターは、仲裁廷に相談して費用の見積りを作成し、当事者または当事者に費用を前払いするよう請求し、それを当事者に通知するものとする。当事者間で別段の合意がない限り、請求を受けた当事者または当事者は、センターから通知を受領した日から 15 日以内に全額を前払いするものとする。費用の全額を前払いで支払わなかった場合、センターは、仲裁廷に対して、紛争解決手続を一時的に停止するよう要請することができる。このような場合、紛争解決が継続されるように、一方当事者がセンターの請求に応じて他方当事者に代わって前払いすることができる。費用の全額を前払いで支払わなかった場合、仲裁廷は、紛争解決手続を一時的に停止することができる。
4. 本規則第 34 条第 4 項に規定する費用は、本規則第 19 条第 3 項および第 4 項の規則に従って支払うものとする。
5. センターは、仲裁廷が仲裁判断を下す前に、本規則第 34 条第 3 項に定める費用を計算し、当事者および仲裁廷に通知するものとする。前払い金額が実際の費用を超える場合、センターは、超過分を返金する。実際の費用が前払い金額を超える場合、当事者は、センターに追加の金額を支払うものとする。

第 36 条(仲裁費用およびその他の費用に関する決定)

1. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、仲裁費用を配分するものとする。
2. 仲裁廷は、一方当事者に対して、他方当事者が負う弁護士費用その他の合理的な費用の全部または一部を負担するように決定する権限を有するものとする。

第 37 条(迅速仲裁手続)

1. 当事者が合意した場合、当事者の紛争を解決するために迅速仲裁手続を執り行うものとする。
2. 迅速仲裁を実施する際には、以下の規則を適用するものとする。
 - a. 当事者間で別段の合意のある場合除き、仲裁廷は、単独の仲裁人で構成されるものとする。
 - b. センターまたは仲裁廷は、本規則に規定するあらゆる期限を短縮することができる。
 - c. 仲裁廷は、いずれかの当事者の異議申立てがない限り、当事者が不在のまま審問を進めるため、その時点で利用できる文書および証拠に依拠することができる。仲裁廷はまた、いずれかの当事者に異議がない限り、電話会議、ビデオ会議、またはその他の適切な手段によって審問を行うことができる。

第 38 条(一般条項)

1. センター自体が紛争を解決することはない。紛争は、仲裁廷が解決するものとする。
2. 当事者間で別段の合意のある場合を除き、センターでの仲裁による紛争解決手続は、撮影して行われる。いずれかの当事者がそのような規定に違反していることが判明した場合、仲裁廷は、適切な措置を講じることができる。

3. 当事者は、本規則に従ってセンターまたは仲裁廷に関連するさまざまな期限を短縮することに合意することができる。ただし、センターまたは仲裁廷が、当該合意につき承認することを条件とする。
4. 当事者が仲裁法、本規則または仲裁合意の規定の違反に気づき、本規則に規定する期限内に当該違反につき異議申立てを行わずに仲裁手続を進めた場合、異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。本規則に期限が定められていない場合は、仲裁廷が最終審問となることを宣言する前にかかる異議申立てを行わなければならない。
5. 本規則に明示的に規定されていない事項については、センターおよび仲裁廷は、本規則の精神に基づいて行動し、紛争が公正かつ効率的な方法で解決されるようにあらゆる努力を行う。
6. センター長は、センターの副会長が自らに代わって本規則に規定されているとおりに決定を下すことを承認することができる。
7. センター長は、本規則およびセンターの規則に基づき、仲裁手続において職務を遂行する。
8. センターは、その支部に対して、本規則に規定された職務を遂行することを承認することができる。

-----**-----

付属書 1:
モデル仲裁条項

「本契約に起因または関連して発生した紛争は、ベトナム国際仲裁センター(VIAC)で、その仲裁規則に従って、仲裁手続により解決するものとする」。

または

「本契約に起因または本契約に関連して発生した紛争は、ベトナム商工会議所のベトナム国際仲裁センター(VIAC)で、その仲裁規則に従って、仲裁手続により解決するものとする。

両当事者は、以下の条項を追加することを検討しても良い。

- (a) 仲裁人の数は、[1 名か 3 名]とする。
- (b) 仲裁地は、[国および/または市]とする。
- (c) 本契約の準拠法は、[国]の実体法とする。*
- (d) 仲裁手続で使用する言語は、[言語]とする。**

注:

* 外国要素が絡む紛争の場合。

** 外国要素が絡む紛争、または少なくとも一方の当事者が外国投資資本を有する企業である紛争の場合。

付属書 2:
簡易手続
モデル条項

「本契約に起因または関連して発生した紛争は、ベトナム国際仲裁センター(VIAC)で、その仲裁規則に従って、仲裁手続により解決するものとする」。

両当事者は、本条に従って開始する仲裁手続は一切、VIAC 仲裁規則の第 37 条に規定する簡易手続に従って行うことに合意する。

両当事者は、以下の条項を追加することを検討しても良い。

- (a) 仲裁地は、[国および/または市]とする。
- (b) 本契約の準拠法は、[国]の実体法とする。*
- (c) 仲裁手続で使用する言語は、[言語]とする。**

注:

* 外国要素が絡む紛争の場合。

** 外国要素が絡む紛争、または少なくとも一方の当事者が外国投資資本を有する企業である紛争の場合。